

第3次大府市犯罪のないまちづくり基本計画

《平成30年度～平成34年度》

大 府 市

平成29年11月

はじめに

愛知県における刑法犯認知件数は、平成15年に戦後最多となる約22万6千件を記録しました。こうした深刻な治安状況を打開するため、平成16年に「愛知県安全なまちづくり条例」が制定・施行され、平成18年には「あいち地域安全緊急3か年戦略」、「あいち地域安全県民行動計画」が策定されました。

本市は、平成19年1月に施行した「犯罪のない安心して安全に暮らせる大府市をつくる条例」に基づき、各種施策をより効果的かつ計画的に推進するため、「犯罪のないまちづくり基本計画」を策定しました。これまで2次にわたって「犯罪のないまちづくり基本計画」を策定し、市民、行政、警察が連携をとりながら犯罪のないまちづくりを推進してきました。

本市における治安状況は、自治会等による自主防犯ボランティアの活躍、青色防犯パトロール車によるパトロール効果や警察の協力により犯罪の抑止に努め、平成28年の刑法犯認知件数は695件となりました。「第2次犯罪のないまちづくり基本計画」では、刑法犯認知件数900件以下を基本目標にしており、大きく減少させることができました。

しかし、侵入盗や自転車盗などの身近なところで発生する犯罪は後を絶たず、加えて高齢化の波や都市化に伴う著しい環境の変化は、治安の維持を難しくしています。そのため、市民の「体感治安」は悪化し、大変憂慮すべき状況であると考えています。

地域の安心・安全は、警察力や行政の啓発活動やパトロール活動だけでなく、市民一人ひとりの防犯意識をもった行動と、自治会等による地域の協力は不可欠です。

防犯意識の高揚、防犯力の向上を柱とした「第3次犯罪のないまちづくり基本計画」を地域安全・防犯活動の指針とし、市民、自治会等、行政、警察等関係機関が協働し、安心して安全に暮らせる大府市の実現を目指してまいります。

平成29年11月

大府市長 岡村 秀人

目 次

ページ

I	治安情勢の現状と推移	
1	大府市の治安状況	1
	(1) 治安状況	
	(2) 大府市の治安水準	
	(3) 体感治安の悪化	
2	犯罪発生要因	5
3	これまでの取組と今後の課題	5
	(1) これまでの取組	
	(2) 今後の課題	
II	計画の基本的事項	
1	基本計画策定の趣旨、性格	7
	(1) 策定の趣旨	
	(2) 計画の性格等	
	(3) 犯罪のないまちづくりの定義	
	(4) 対象とする犯罪など	
2	推進体制と役割分担	8
	(1) 推進体制	
	(2) 役割分担	
3	基本目標、計画期間	10
	(1) 設定の趣旨	
	(2) 基本目標	
	(3) 計画期間	
III	基本計画の体系	
1	施策の4つの重点目標	11
	(1) 設定の趣旨	
	(2) 4つの重点目標	
2	犯罪のないまちづくりの施策の体系	12

IV 施策の推進計画

- 1 防犯意識の高揚 13
 - 大府市民総ぐるみの防犯運動の推進
 - 防犯意識啓発活動の推進
 - 犯罪に関する情報収集活動の推進
 - 犯罪に関する情報発信活動の推進
 - 相談窓口の周知及び活用の推進
- 2 防犯力の向上 15
 - 地域連帯の強化
 - 防犯4原則の啓発、推進活動
 - 自主防犯団体活動の活性化と支援
 - 防犯活動のアピール対策
 - ボランティアネットワークの向上
 - モデル地区に対する活動の促進
 - 事業者に対する防犯力向上対策及び安全なまちづくりへの参画促進
 - 地域安全専門員による活動支援
 - 地域安全推進員の効果的な運用
- 3 子どもや女性、高齢者の安全を確保するまちづくりの推進 . . . 20
 - 子どもに対する防犯対策の充実
 - 学校、保育園などにおける防犯対策の充実
 - 通学路、公園などに対する安全確保対策の推進
 - 市民と協働した見守り活動の推進
 - サイバー犯罪対策
 - 女性に対する防犯対策の充実
 - 高齢者に対する特殊詐欺対策の充実
- 4 犯罪の起きにくいまちづくりの推進 23
 - 犯罪に強い街並みの推進
 - 防犯カメラ設置の推進と促進
 - 管理の行き届いた街並みの推進
 - 少年非行防止の推進
 - 暴力団排除活動の推進

V 参考資料

- 1 犯罪のない安心して安全に暮らせる大府市をつくる条例 27
- 2 大府市暴力団排除条例 32

I 治安情勢の現状と推移

1 大府市の治安状況

(1) 治安状況

本市は名古屋市南部と隣接し、多方面への交通結節点であり、その利便性の高さを活かし発展を続けています。その一方で地域連携の希薄化や都市化に伴う著しい環境の変化は治安の維持を難しくしています。

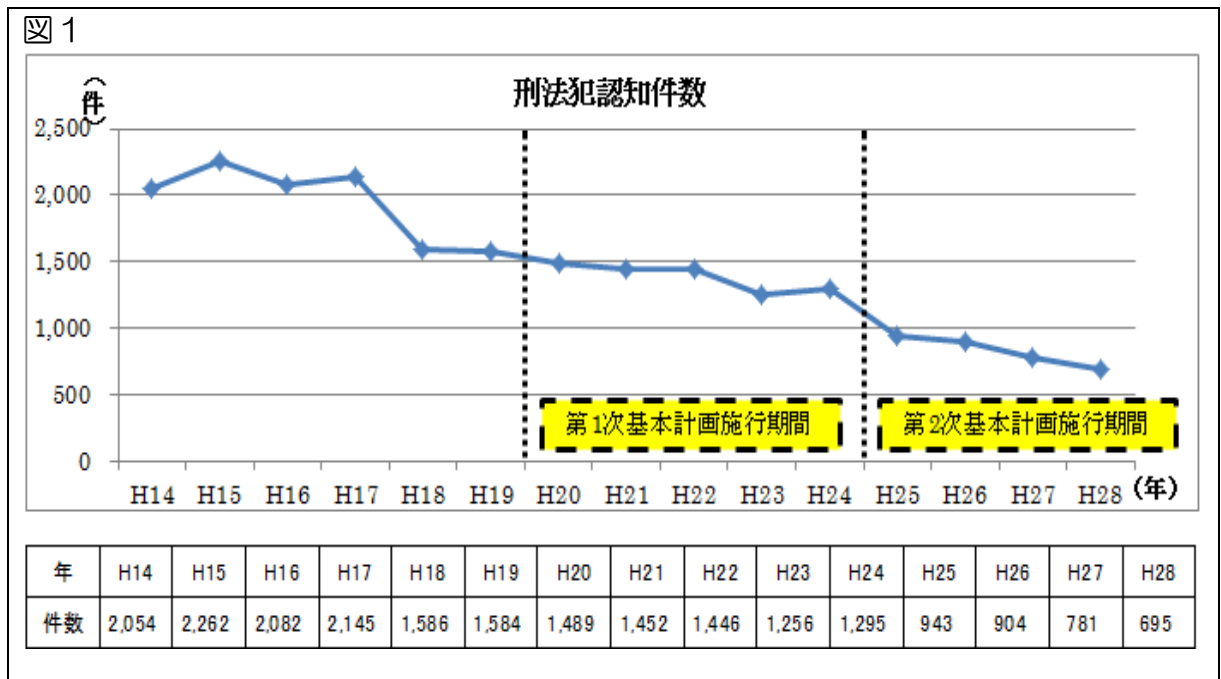
そうした中で、本市における治安状況は、青色防犯パトロール（以下青パトという）隊によるパトロールや地道な啓発活動、警察の協力もあり、平成28年中の刑法犯認知件数は695件で、過去15年間で最も多かった平成15年の2,262件と比較すると約7割減少しました。

ただし、罪種別に見ますと年毎で増減が見られ、平成28年中は住宅対象侵入盗が増加するなど、刑法犯認知件数が年々減少傾向にある中においても油断ができない状況が続いています。

(2) 大府市の治安水準

ア 県内における大府市の治安水準

本市の治安状況は、図1のとおり年々良くなっています。しかし、図2のとおり罪種別に見ますと、平成26年中、27年中は自転車盗が、平成28年中は住宅対象侵入が増加しました。また、図3、4のとおり平成28年中における犯罪率と県内での順位は、43位であり、県内では低い方ですが楽観視のできる水準とはいえません。



※統計資料については愛知県警察参照

図2

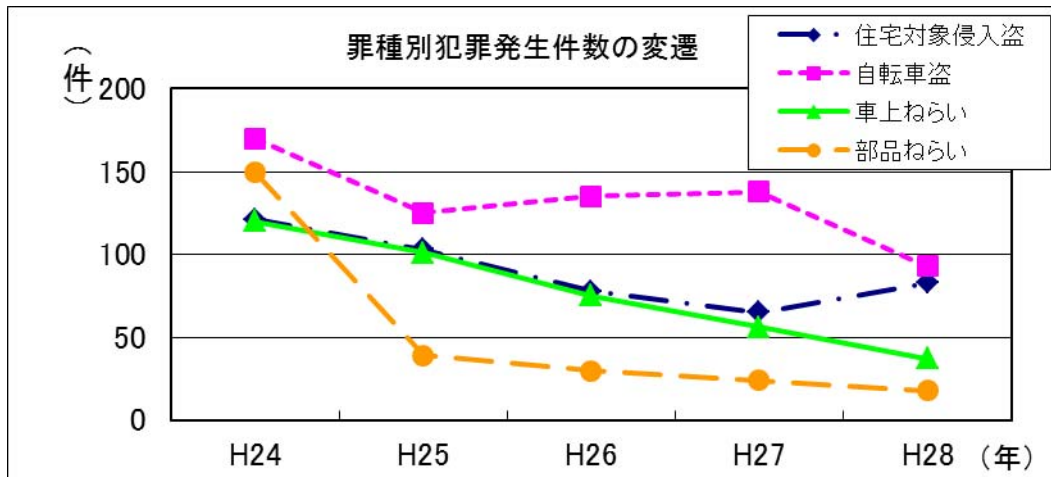


図3

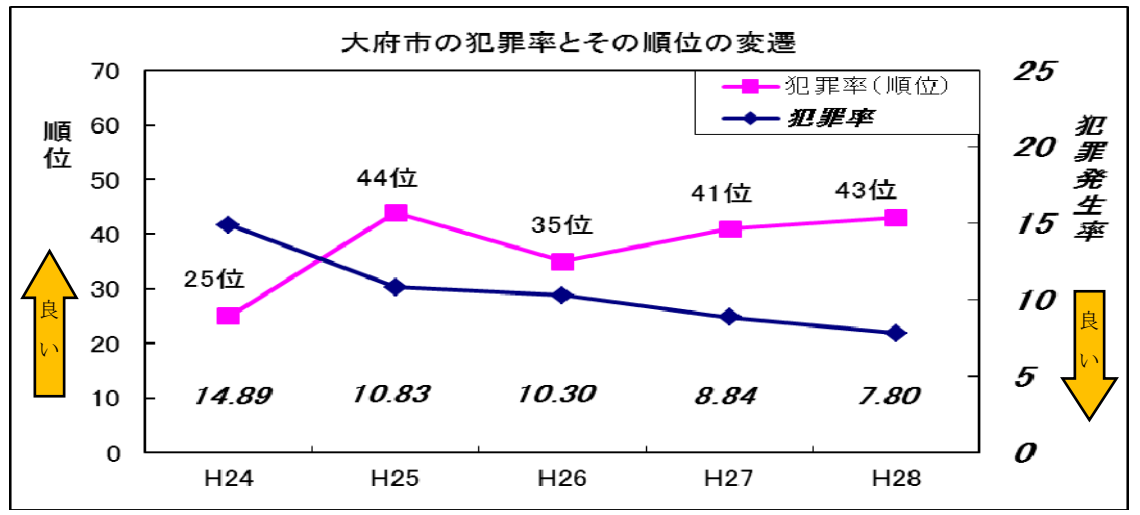


図4

	H24	H25	H26	H27	H28
刑法犯認知件数(件)	1,295	943	904	781	695
犯罪率(件)	14.89	10.83	10.30	8.84	7.80
県内における大府市の犯罪率順位／県内市区町村数	25/69	44/69	35/69	41/69	43/69

※ 犯罪率：住民1,000人当たりの刑法犯認知件数

イ 周辺自治体における大府市の治安水準

次に、周辺の自治体と比較したところ、本市は、「平成 28 年中 周辺自治体の犯罪率とその順位表」（図 5）のとおりであり、北東方面の刈谷市や豊明市、名古屋市緑区よりも治安が良いものの、南西方面となる知多半島内で比較した場合には、治安の悪い地域であるという結果となりました。

図 5

平成 28 年中 周辺自治体の犯罪率とその順位表

市区町村	豊明市	刈谷市	名古屋市 緑区	東海市	大府市	東浦町	知多市
犯罪率	9.54	8.77	8.23	7.84	7.80	5.79	5.48
順位	24 位	30 位	37 位	42 位	43 位	59 位	64 位

※ 犯罪率：住民 1,000 人当たりの刑法犯認知件数

※ 順位は、愛知県内の 69 自治体（名古屋市は区で分けている）

治安が良い

（3）体感治安の悪化

ア 罪種の変化

本市では、平成 15 年をピークにして犯罪が減少してきましたが、他の自治体と比較すると、まだまだ安心はできません。特に近年は住宅対象侵入盗が増加し、市民が安心して生活できる状況ではありません。

また、全国的にも、子どもや女性に対する声かけ事案や、高齢者などを対象とした特殊詐欺被害が多発するなど、市民の生活に身近な所で起こる犯罪が多く発生しています。

イ 市民意識調査結果

市民の体感治安は、平成 28 年度に 18 歳以上の市民 3,000 人を対象に行われた市民意識調査の結果をしてみると、防犯対策に対する満足度はワースト 5 位、重要度は 1 位となっております。また、地域での防犯活動に取り組んでいる市民は 2 割に達していません。

「平成 28 年度大府市市民意識調査報告書」抜粋

● 防犯対策の満足度は、調査項目中ワースト 5 位（44 項目中 40 位）

4 4 位（ワースト 1）	駅周辺のにぎわいづくり
4 3 位（ワースト 2）	移動しやすい道路の整備
4 2 位（ワースト 3）	バスや鉄道などの公共交通の整備
4 1 位（ワースト 4）	バリアフリーなどの人にやさしい環境の整備
4 0 位（ワースト 5）	防犯対策（防犯灯の設置など）
・	
3 位（ベスト 3）	消防・救急活動の対策
2 位（ベスト 2）	健康診断などの健康づくり支援
1 位（ベスト 1）	水の安定供給

● 防犯対策の重要度は、調査項目中、1 位（44 項目中 1 位）

1 位	防犯対策について（防犯灯の設置など）
2 位	病院や緊急時の医療体制
3 位	移動しやすい道路の整備

● 日常生活での取組 子どもの見守りやパトロールなどを行うこと

積極的に取り組んでいる	（ 2.5%）
ある程度は取り組んでいる	（16.0%）
ほとんど取り組んでいない	（38.2%）
全く取り組んでいない	（40.9%）
未回答	（ 2.5%）

● 日常生活での取組 戸締りや侵入防止の対策を徹底すること

積極的に取り組んでいる	（30.4%）
ある程度は取り組んでいる	（51.8%）
ほとんど取り組んでいない	（11.9%）
全く取り組んでいない	（ 4.0%）
未回答	（ 2.0%）

この意識調査結果から、刑法犯認知件数は減少しているものの、多くの市民が治安に対する不安感があり防犯対策を重要と考えていますが、自らの防犯対策への取組は積極的とはいえず、また、地域で行う防犯活動への参加は広がりが見られない状況です。

「自らの安全は自ら守る」、「地域の安全は地域で守る」という意識をさらに醸成していく必要があると考えられます。

2 犯罪発生要因

本市における犯罪の状況は、他の自治体と同じく

- 地域連帯の希薄化
- 一人ひとりの犯罪に対する危機意識の欠如
- 規範意識の低下
- 犯罪の多様化・巧妙化・悪質化
- 生活環境の変化

などが複雑に絡み合っており、これらの要因を分析し、適切な犯罪防止対策を講じて行く必要があります。

特に、本市の特徴としては、伊勢湾岸自動車道、名古屋高速道路、名古屋第二環状自動車道、国道 23 号、302 号といった幹線道路と直結しており、交通事情が格段に良いため、犯罪を起こしても直ぐに逃げられるという状況が挙げられます。

3 これまでの取組と今後の課題

(1) これまでの取組

ア 条例と基本計画

本市では、防犯意識を高めるため、平成 19 年を「治安回復元年」と位置づけ、「犯罪のない安心して安全に暮らせる大府市をつくる条例（以下条例という）」（P. 27 V 参考資料 1 参照）を施行しました。

また、条例に基づき「大府市犯罪のないまちづくり基本計画（以下基本計画という）」を 2 次にわたって策定し、条例の基本理念「市民、自治会等、事業者及び市がそれぞれの役割を担い、相互に必要な情報を共有し、密接に連携を図りながら、協働して犯罪のない安心して安全に暮らせる大府市をつくる活動を推進する」ための施策を実行しました。

イ 基本計画に基づく取組

基本計画に掲げた目標を達成するため、犯罪のないまちを実現するため以下の取組を重点的に進めました。

- 地域の青パト隊の支援
- 地域安全専門員による活動支援
- 地域安全推進員の効果的な運用
- 防犯講話の充実

○ 街頭啓発キャンペーンの充実

その結果、全自治区などで結成されている青パト隊は継続的な活動を展開し、本市の防犯活動のシンボルとして定着しています。

また、本市では警察官OBを地域安全専門員として雇用し、警察や地域と連携し、犯罪情報の提供や防犯講話を実施し、地域防犯の顔として活動しています。

そして、共和駅警察官詰所を基点に市青パトによる市内のパトロール活動を実施している警察官OBなどの地域安全推進員は、平成28年度までの4人体制を、平成29年度から2人増員の6人体制としました。また、市所有の青パトも1台増車し、現在は3台稼働体制となり、地域防犯活動の象徴として日々活動しています。

さらに、地域の集会や事業所の会議前など人が集まる機会を利用した防犯講話や街頭での啓発キャンペーンを地道に展開し、平成27年、平成28年の段階では、前計画の基本目標である刑法犯認知件数900件以下を達成することができました。

(2) 今後の課題

治安回復の大きな鍵は、「自らの安全は自ら守る」、「地域の安全は地域で守る」という自助、共助の考えから始まる防犯意識の更なる高揚です。

また、侵入盗や特殊詐欺など、犯罪手口は日々巧妙悪質化していきます。子どもや女性、高齢者といったいわゆる犯罪弱者を被害から守るためにも、重点的な対策が必要です。

その他、犯罪抑止効果が注目される防犯カメラ設置の推進と促進を図るなど、犯罪の起きにくいまちづくりをより一層推進する必要があります。

II 計画の基本的事項

1 基本計画策定の趣旨、性格

(1) 策定の趣旨

本市では、平成 19 年度、平成 24 年度とこれまで 2 次にわたって、条例に基づき基本計画を策定し、市民、自治会等、事業者、警察及び市がその他の関係団体と連携して一体となった活動を展開してきました。

しかし、侵入盗や自動車関連窃盗は引き続き発生するとともに、子ども、女性、高齢者などの犯罪弱者を対象とした犯罪が発生し、私たちの安心で安全な暮らしが脅かされている状況にあります。

本基本計画は、これまでの計画を引き継いだうえで新たな視点を加え、「犯罪のないまちづくり」に関する有効な施策を総合的かつ計画的に推進し、条例の実効性を担保するために策定するものです。

(2) 計画の性格等

ア 計画の性格

- 「犯罪のないまちづくり」に関して、総合的かつ長期的に講ずるべき施策の大綱となるものです。
- 条例にもとづく施策及び実施すべき施策を体系付け、市民、自治会等、事業者及び市それぞれがどのような犯罪防止活動をすべきかを示すものです。
- 大府市の地域特性、犯罪情勢を的確に踏まえたものです。
- 地域の自主防犯団体等の意見を計画に反映させることにより、実効性の高い犯罪防止対策の指針を示すものです。

イ 計画の変更について

本基本計画は、犯罪の態様や発生状況の変化などの社会環境、市民の意識及び行動パターンの変化などにより検証、見直しを行い、施策が効果的かつ効率的に推進できるように努めることとします。

(3) 犯罪のないまちづくりの定義

条例第 2 条に定義されるもので、これまで概して別々に進められていたパトロール活動などのソフト面対策と犯罪防止に配慮した建物、道路及び公園などの環境整備といったハード面対策の両面を市民、自治会等、事業者及び市が協働して総合的に推進することにより、犯罪の起きにくい安心して安全に暮らせる空間や社会、制度を作っていく行動をいいます。

(4) 対象とする犯罪など

侵入盗、自転車盗、自動車関連窃盗、特殊詐欺などの不特定多数を狙い、市民生活の身近な場所で発生する街頭犯罪及び子ども、女性、高齢者を狙った事案をいいます。

なお、児童・幼児・高齢者虐待、DV、テロなどについては、すでに独立した取組で施策が体系化されていますので、ここで対象とする「犯罪」の範囲には含みません。

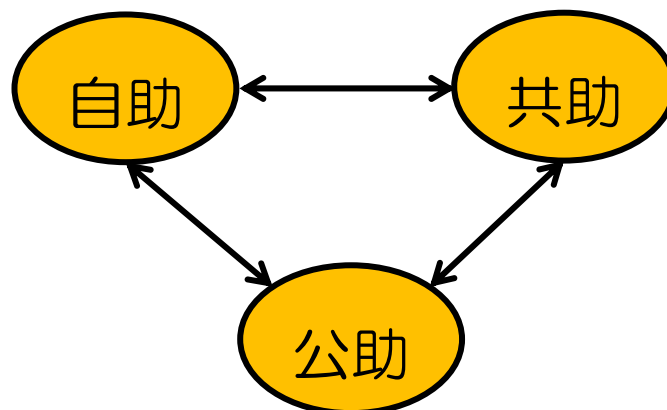
2 推進体制と役割分担

(1) 推進体制

本基本計画の策定と推進にあたり、条例の規定により設置した「大府市犯罪のないまちづくり推進会議」を中心として、市民、自治会等、事業者及び市並びに関係機関が相互に連携、協力しながら一体となって、犯罪のない安心して安全に暮らせるまちづくりを推進していきます。

(2) 役割分担

災害に対する考え方と同じように、他人任せではなく「自分たちでできることは、自分たちで（自助）」、「地域で支えあう（共助）」、「自助や共助では解決できないことを行政が支援する（公助）」。この3つがお互いに結びついて活動を進めることにより地域力を向上させ、犯罪のない安心して安全に暮らせるまちを実現します。



ア 市民の役割（自助・共助）

市民は、防犯意識を高め、「自分の身は自分で守る」の考えのもと、自らが犯罪の被害者とならないよう日常生活における安全の確保に努める

とともに、地域における「犯罪のないまちづくり」に積極的に取り組みます。

イ 自治会等の役割（共助）

自治会等は、「地域の安全は地域で守る」の考えのもと、地域への情報提供や防犯意識の浸透、防犯活動の実施や普及に取り組むなど、自らの考えにより積極的に「犯罪のないまちづくり」を、市民、事業者、他の自治会などが主体となって進める活動に協力します。

ウ 事業者の役割（自助・共助）

事業者は、その事業活動に伴う犯罪の誘発要因の除去に努めるとともに、市民、自治会等及び市などが主体となって進める「犯罪のないまちづくり」に協力します。

エ 学校、PTA等の役割（共助・公助）

学校、PTA等は、当該学校などの施設内における児童、生徒、幼児などの安全を確保するよう努めるとともに、市民（保護者など）、自治会等、事業者、警察、市などとの連携を密にして、危機管理意識の醸成、犯罪情報の共有化を図り、インターネット犯罪に代表されるような新たな犯罪を含め、あらゆる犯罪への的確な対応により「犯罪のないまちづくり」の実現に取り組みます。

オ 警察の役割（公助）

警察官、警察力をより効率的に運用し、犯人検挙やパトロール活動の強化にあたる必要があります。しかし、警察力にも限界があるため、地域、学校、事業者などと連携を図り、犯罪者の早期検挙や、専門知識を活かした講話などの防犯啓発により「犯罪のないまちづくり」を推進します。

また、本市では、警察署の誘致に併せて、交番の増設や警察官の増員要請を積極的に行っています。

カ 市の役割（公助）

「大府市犯罪のないまちづくり推進会議」を設置し、計画の策定、庁内関係部局間を調整し、「犯罪のないまちづくり」に係る施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。

また、市民の防犯に対する意識を高め、地域住民が主体となった犯罪のないまちづくりを促進するため、積極的な情報提供や活動支援を行い

ます。

さらに、計画実行による市の治安回復の成果をより理解してもらうために、治安情勢などとともに、計画目標の達成状況を報告していきます。

3 基本目標、計画期間

(1) 設定の趣旨

防犯対策の出発点は、犯罪リスクを理解し、防犯意識を市民一人ひとりに持ってもらうことです。

本市がなすべき防犯対策の基本は、「自らの安全は自ら守る」、「地域の安全は地域で守る」という考えを定着させ、市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図り、連携、協力しながら、一体となって「犯罪のないまちづくり」を進め、防犯活動の基礎体力ともいえる防犯力を向上させることです。

しかし、防犯意識を市民一人ひとりに定着させ、防犯力を向上させるには長い時間がかかり、まだまだ世代や環境などで防犯意識の差があるため、新たな5年でさらに防犯意識を普及し、犯罪抑止能力を備えた防犯力の高いまちを目指します。

(2) 基本目標

市民総ぐるみの防犯運動を展開し、市民一人ひとりの防犯意識を高揚させ、大府市の防犯力の向上を図る。

刑法犯認知件数を毎年減少させる。特に、住宅対象侵入盗を毎年65件以下とする。

(3) 計画期間

計画期間は、平成30年度から平成34年度までの5年とする。

Ⅲ 基本計画の体系

1 施策の4つの重点目標

- 1 防犯意識の高揚
- 2 防犯力の向上
- 3 子どもや女性、高齢者の安全を確保するまちづくりの推進
- 4 犯罪の起きにくいまちづくりの推進

重点目標のうち、「防犯意識の高揚」と「防犯力の向上」は、本市における重要な課題と受け止め、引き続き重点的に取り組めます。

次に、子どもや女性、高齢者といったいわゆる犯罪弱者が被害者となる犯罪を防止するための対策を進めます。

最後に、いかに積極的な防犯対策を実施しても、犯罪が発生しやすい環境を放置しては、治安回復は見込めません。県が実施する県民総ぐるみの運動のスローガン「犯罪にあわない」「犯罪を起こさせない」「犯罪を見逃さない」との3N（さんない）運動でも示されていますが、地域の防犯性を高め、犯罪を起こさせない環境づくりも同時に推進していかなければなりません。本市としては、防犯カメラ設置の推進と促進を図るなど、犯罪が発生しないための施策を「犯罪の起きにくいまちづくりの推進」として積極的に目指します。

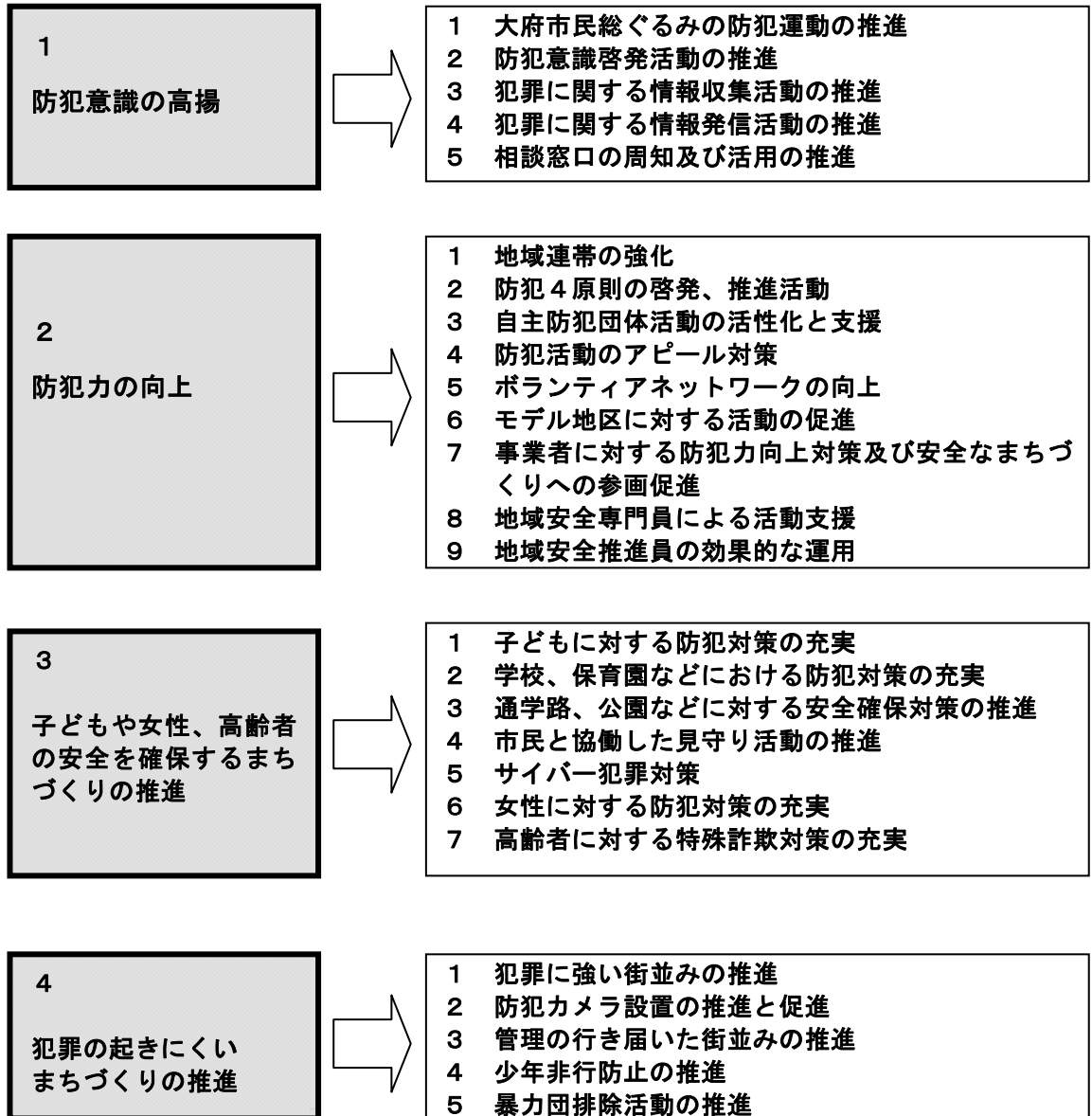


自らの安全は自ら守る。地域の安全は地域で守ります！

2 犯罪のないまちづくりの施策の体系

< 4つの重点目標 >

< 重点施策 >



IV 施策の推進計画

1 防犯意識の高揚

自主防犯活動が活発に実施されている一方、未だ、住宅や自動車、自転車の無施錠による犯罪被害が発生しており「自分だけは大丈夫」などと犯罪を他人事の様子に考えている方が多く見受けられます。また、防ぐことができる犯罪、被害を最小限にできる犯罪は相当数に上ります。

このため、子どもから大人まで、そして、個人、家庭、地域、学校、職場などあらゆる場所において、治安増進への第一歩である防犯意識を高める活動を推進します。

1 大府市民総ぐるみの防犯運動の推進

(1) 街頭犯罪防止啓発キャンペーンの実施

住民、学校、事業者、警察などと協働して駅前や大規模商店など、市民の集まる場所で防犯グッズなどを用いた街頭犯罪防止啓発キャンペーンを実施します。

(2) 「防犯の日」の街頭広報活動の実施

市内では、色々な団体、人々が学童見守り活動や不審者・泥棒対策の防犯活動を実施して、成果を上げています。本市では月に一度、「防犯の日」を定め、「大府市民の防犯意識の高揚、犯罪の未然防止」のため、自治区、自治会、学校などにも呼びかけ、警察と連携して街頭広報活動を実施します。

2 防犯意識啓発活動の推進

(1) 防犯講話の実施

自治会、学校などに対し、専門的知識を有する警察官や地域安全専門員などからの防犯講話を推進します。

(2) 防犯診断

体験型の防犯活動の一種である住宅及び事業所などに対する防犯診断を、専門的知識を有する警察官や地域安全専門員などを通じて実施し、防犯対策の普及を図ります。

3 犯罪に関する情報収集活動の推進

(1) 事件届出励行の啓発活動

犯罪は、110番通報などにより警察に寄せられ事件処理されるものの他、不審者情報などの小さな事件の場合、学校、事業所及び親元に直接寄せら

れ警察事案とならず、情報発信されないものもあります。

また、痴漢など女性を狙った犯罪や、暴力団犯罪は、その事件の性質から潜在化しやすく、泣き寝入りするケースが多く見受けられます。

犯人検挙及び二次被害の防止の観点から、それぞれの犯罪に対応した「届出励行」の啓発活動を実施します。

(2) 関係機関の連携、多角的な情報収集活動

住民、自治会等、学校、事業者、警察及び市など関係機関の連携を強化し、警察に寄せられた事件情報の他、事件の前兆ともいえる不審者、不審車両などの小さな犯罪情報、潜在化が懸念される痴漢など女性を狙った犯罪情報、暴力団犯罪情報についても情報共有を推進します。

4 犯罪に関する情報発信活動の推進

防犯意識の高揚に重要なのは、「関心を持ってもらうこと」です。そのために、市の防犯活動をPRするとともに、犯罪に関する情報を収集し、地域別、職域別などに必要な情報を的確に分析し、学校や自主防犯団体などの関係機関にタイムリーな情報を発信します。犯罪情報の発信にあたっては、被害者のプライバシーに十分に配慮します。

(1) 主体別情報発信の方法

ア 市の情報発信活動

広報おおぶやホームページ、SNSなどを活用して防犯に関する各種情報や基本計画の進捗状況を発信します。また、啓発キャンペーン等の活動予定を新聞社などのメディアに流し、市の活動をよりPRできるよう働きかけます。

イ 自治会、自主防犯団体等を中心とした情報発信活動

自治会、自主防犯団体にあっても、市民から犯罪情報を認知した場合速やかに警察、市、関係機関に通報するとともに、事態の程度により、電話や回覧板などの方法を活用し、情報発信を図ります。

ウ 事業者等の情報発信活動

同業者相互間で、防犯情報交換会を実施し情報の共有化を図ります。

(2) 電子メールによる情報発信

現在、スマートフォンを含めた通信機器の普及は目覚しく、その普及率、機能性から電子メールなど様々な媒体を活用しての情報発信は、非常に有効です。

現在、市内の犯罪情報を電子メールを利用して情報発信しているサイトがあります。同サイトへ登録を呼びかけ、犯罪情報の早期伝達・共有化を図ります。

5 相談窓口の周知及び活用の推進

現在、社会は盗難などの街頭犯罪だけではなく、インターネット普及に伴うサイバー犯罪や、電話でのオレオレ詐欺や還付金等詐欺といった特殊詐欺など多岐にわたり、いつ被害にあうかわからない状態にあります。

市民に対して、専門的知識を有する相談窓口を周知して、積極的な活用を促進することにより、犯罪被害の未然防止を図ります。

2 防犯力の向上

「自らの安全は自ら守る」とともに、「地域の安全は地域で守る」という考え方を基本とし、市民、自治会等、事業者及び市がそれぞれの役割を担い、相互に必要な情報を共有し、密接に連携を図りながら、協働して推進していきます。

1 地域連帯の強化

(1) 地域連帯強化の必要性

日本における治安悪化の大きな要因の一つに「地域連帯の希薄化」があげられます。本市は、昔から自治区を中心に連帯意識が強い地域でしたが、近年の道路整備、都市整備の進捗に伴う人口増加、匿名性の浸透、社会生活の変化などにより大都市近郊の他の自治体と同様、地域連帯の希薄化が進み、地域による犯罪抑止能力が低下し、これらが体感治安悪化の原因になっている状況にあります。

よって、本市の犯罪抑止能力を高めるため、自治会の加入や隣組活動の促進など、地域連帯の強化を図ります。

(2) 住民同士のあいさつ、声かけ運動の推進

人や地域の連帯感を強化する最も初歩的、効果的なものは、「あいさつ、声かけ」です。また、「あいさつ、声かけ」は、その場にふさわしくない者が、侵入・滞留しにくい空間を作り出し、その結果、不審者を発見しやすくして、第三者（犯罪を企てる者）を寄せ付けない防犯施策「領域性の確保」を実現するものです。

地域防犯ボランティア活動に参加する時間確保が困難な就労者の方々や、小中学生や幼児でも気軽に実施できる地域住民同士の「あいさつ、声かけ運動」を積極的に推進し、恒常的な防犯力向上を図ります。

2 防犯4原則の啓発、推進活動

防犯4原則とは、犯罪を防止するための基本原則で、「時間・光・音・地域の目」を基点とした犯罪防止対策です。

広報啓発活動を通じて、市民にも同原則を踏まえた活動を実施してもらい防犯力の向上を図ります。



3 自主防犯団体活動の活性化と支援

(1) 自主防犯活動の活性化

ア 犯罪情報の提供

防犯意識の高揚に重要なものは「関心を持ってもらうこと」なので、タイムリーかつ効果的な犯罪情報の提供に努めます。

イ 自主防犯活動に関する情報交換の促進

自主防犯活動に従事する関係者を対象に防犯講習会や合同パトロールなどを通じて情報交換を促進します。

ウ 防犯活動への積極的な参加

活動の起爆剤として、市や警察の行う防犯活動に積極的に参加するように促進し、ボランティア活動の活性化を図ります。

エ 顔見せ活動の推進

小学校などに対し、自主防犯団体に活躍するボランティア活動員の紹介を実施するなどの顔見せ活動（ふれあい活動）を推進します。

(2) 自主防犯団体活性化の支援

本市では全自治区で活動している青パト隊を始め、多くの自主防犯団体が活動しています。団体の設立や活動に対するアドバイスを地域安全専門員などにより実施し、自主防犯団体の活性化を図ります。

(3) 自主防犯活動に対する支援

ア 資機材の提供（ハード面対策）

自主防犯活動に従事する団体の実態を把握し、必要とする資機材を提供、支援します。

イ 犯罪情報及びパトロールの方法、知識などの提供（ソフト面対策）

自主防犯団体が効果的な防犯活動を実施するため、合同パトロールや防犯講習会を通じて、犯罪情報及びパトロールの方法、知識などを提供するとともに、活動するうえでの注意事項を徹底し、パトロール中の事故防止を図ります。

4 防犯活動のアピール対策

防犯活動をしている姿を、犯罪を企てている者に見せることは、犯罪発生の抑止力となり、地域の防犯意識高揚につながる効果があるため、防犯活動のアピール対策の支援を実施します。

(1) 「防犯ベスト」などの活用

「防犯」と記載された防犯ベストなどは、パトロール活動の象徴的な装備品として定着しつつあります。

パトロール活動以外にも着用してもらえば、目に見える形での防犯力の向上と防犯意識の向上につながります。

(2) ステッカー貼付車の促進

監視の目を増やす活動施策として、「街頭犯罪監視中」、「パトロール中」などの防犯シートやステッカーを自転車の前カゴや、自動車の車体、窓ガラスに貼付するなどの活動を推進します。

(3) 青パトの支援・補助

青パトの効果は、地域全体が犯罪を警戒しているという雰囲気を出し、犯罪を企てている者に警戒心を抱かせる効果ばかりでなく、地域住民に対する防犯意識の高揚にも役立ちます。本市では、すでに多くの青パトによるパトロール活動が自治区等により盛んに実施されており、本市の防犯活動のシンボルとなっています。今後も、地域安全専門員による青

パトの活動の充実を図っていきます。また、申請手続は、一定の要件などが必要であるため、市では警察と連携のもと支援します。

5 ボランティアネットワークの向上

犯罪はそれぞれの地域を越えて起こっており、それぞれ独自に活動しては、犯罪者を効果的に封じ込めることは困難です。

自主防犯団体同士が連携し、さらに、自主防犯団体と市民、自治会等、事業者、警察及び市との連携を図ることが必要です。

タイムリーかつ効果的な防犯活動ができるように、ボランティアネットワーク構築、犯罪情報の発信を行います。

(1) ボランティアネットワークの活用

構築したボランティアネットワークを使い、不審者出没など犯罪発生時の早期通報体制、警戒活動（児童の下校時活動の強化など）を行っています。参加する自主防犯団体へファックスを利用して情報発信を実施し、効果的なパトロール活動を支援します。

(2) ボランティア活動リーダーの養成

自主防犯団体の代表として活動している方や、今後リーダーとなる可能性のある方などを対象とした講座を実施し、ボランティア活動リーダーを養成します。

6 モデル地区に対する活動の促進

(1) モデル地区活動への支援

条例に基づく「犯罪のないまちづくり」モデル地区の活動を促進することで、効果的な犯罪防止活動を展開し、地域の防犯力の向上に努めます。

モデル地区活動を促進するに際し、活動補助や先進事例など警察や地域安全専門員からの情報提供、助言や地域安全推進員などとの合同パトロール活動などの支援を行います。

(2) モデル地区における活動情報の提供

市内の他地域の参考となるよう、モデル地区での新たな取組などを様々な広報媒体を活用して広く市民に情報提供していきます。

7 事業者に対する防犯力向上対策及び安全なまちづくりへの参画促進

(1) 事業者の防犯力向上対策

ア 防犯意識向上対策

防犯活動に取り組もうとする事業者などの活動を支援するため、防犯

講習会や情報提供を推進していきます。

イ 監視性の向上対策の推進

車上ねらい、部品ねらいなどの車両関係事犯、事務所荒しなどの建造物対象の盗難事犯に対応するため、事業者が管理する駐車場や事業所に近接する道路における監視性の向上及びその場にふさわしくない者が、侵入、滞留しにくい空間を作り出すための領域性の確保を促して、犯罪発生を抑止します。

ウ 特殊詐欺対策

特殊詐欺の被害防止のため、銀行、郵便局などの金融機関に対し窓口における広報活動の強化を促していきます。

(2) 安全なまちづくりへの参画促進

ア 参画促進

事業者、各種団体による自主防犯活動の実施や地域住民、自治会等、警察、市と連携した安全なまちづくり活動への参加を促進します。

イ 自主防犯団体への活動支援の推進

防犯力向上のため、事業者にあっても、自治会、自主防犯団体等との合同パトロールの参加を促します。

ウ 一戸一灯運動への参加

事業者にあっても、門灯や玄関灯を朝まで点灯して市内全体を明るくする一戸一灯運動への参加を呼びかけます。

8 地域安全専門員による活動支援

地域安全専門員は警察や地域と連携し、犯罪情報の提供や防犯講話を実施し、防犯力の向上を図ります。

(1) 犯罪情報の提供

警察からの犯罪情報を地域ごとに分析し、自治会や自主防犯団体に情報提供をします。

(2) 防犯研修・講話の実施

市民、事業者、学校等を対象とした防犯研修、講話を実施し、被害防止のためのアドバイスをを行います。

(3) 自主防犯団体の活動支援

青パトの申請手続き支援など、青パト隊を始めとする自主防犯団体の活動を支援します。

9 地域安全推進員の効果的な運用

地域安全推進員は積極的なパトロール活動などを展開し、地域防犯の象徴として活動していきます。

(1) パトロール活動の強化

限られた人数の中、青パトによる効果的なパトロールを実施するため、不審者情報が出た地域を重点的にパトロールするなど、犯罪情勢に応じたタイムリーな活動を行います。

(2) 自主防犯団体の支援

合同パトロール活動などを通じて、防犯活動の方法、ポイント、事故防止方策などのアドバイスを行っていきます。

(3) 活動の充実

さらなる防犯力の向上のため、パトロール以外にも防犯啓発キャンペーンへの参加など、地域防犯活動の場への参加も行います。

3 子どもや女性、高齢者の安全を確保するまちづくりの推進

子どもや女性、高齢者を取り巻く環境が悪化している現状に鑑み、学校、地域などと連携しながら、子どもを始めとする犯罪弱者の安全を確保する活動を展開するとともに、啓発を通じて、子どもや女性、高齢者の安全確保への第一歩である防犯意識を高める活動を推進します。

1 子どもに対する防犯対策の充実

(1) 子ども達の危険回避能力の向上

子どもの安全確保に関する各種施策を推進していますが、常に大人が見守るには限界があります。このことを子どもに理解させ、行動させることは難しいことですが、悲惨な事件を防止するために、家庭、学校、地域と連携して、子どもの危険回避能力向上を図ります。

ア 防犯ブザーの携行と活用

防犯ブザーは、いざというときの子ども達の悲鳴の代わりとなり、その音量による犯罪者に対する威圧効果、聞き付けた大人達による救出の機会を付与する効果の他、犯罪を企てている者に見せる形で携行することで予防の効果もあります。

市では毎年、小学校入学児童全員に防犯ブザーを配布しており、携行・

使用の効果を開発して、防犯ブザーの活用を推進します。

イ 安全教育の推進

子ども達に対して、連れ去り防止講話などの活動を通じて「どのような人や、車が危ないか」、「どのような道や、場所が被害にあいやすいか」などを教える活動を推進していきます。

(2) 保護者等への子どもの安全確保に対する意識づけの推進

子ども達だけではなく、保護者等に対しても、子どもの安全確保対策について啓発し、子ども達を守るべき存在としての意識づけを推進します。

(3) 子どものあいさつ運動の促進

地域連帯の強化でも謳われた「あいさつ、声かけ」と同じく、学校、PTA、自治会などが連携して地域における、子どもとのあいさつ運動を促進します。

2 学校、保育園などにおける防犯対策の充実

学校などにおいて「侵入防止のためフェンスを高くする」「死角を無くすために植木の剪定をする」などのハード面の対策、「訪問者に対する受付の徹底」などのソフト面の対策を実施して、万一に備え犯罪を発生させない未然防止対策を図ります。

(1) 不審者対応訓練の実施

実際に不審者が施設内に侵入した場合、大人達の行動ひとつで子ども達の安全は左右されるといっても過言ではありません。子ども達に対する安全教育だけでなく、職員や保護者に対しても様々なパターンを想定した不審者対応訓練を実施し、不測の事態の被害防止を推進します。

(2) 新設施設の整備

設計段階から、不審者からの侵入防止、死角排除など防犯に配慮した建築を推進します。

(3) 防犯カメラ設置の推進

不審者の侵入抑止のため、出入口などに防犯カメラ設置を推進します。

3 通学路、公園などに対する安全確保対策の推進

(1) 通学路、公園などの安全点検

急激な都市化、社会情勢の変化などにより危険箇所は変化しています。子どもとPTA、自主防犯パトロール隊（自主防犯団体）などが合同で通学路、公園など子どもが活動する場所の安全点検を実施し、的確な防犯対

策を推進します。

(2) 防犯カメラ設置の推進

公園など子どもが活動する場所の安全の確保のため、防犯カメラ設置を推進します。

(3) 「こども110番の家」活動の効果的活用

ア 「こども110番の家」の増設促進

「こども110番の家」は、子どもの避難所としての重要性とともに地域における子どもの安全確保活動の中核的存在として極めて重要です。(平成29年3月末時点：314軒)警察と連携のもと、自治区、自治会、PTA、事業者などに対して、「こども110番の家」の増設促進の働きかけを行います。

イ 「こども110番の家」に対するコミュニケーション

「こども110番の家」の設置に併せて、子どもが助けを求めてきた場合の対処方法などの支援を警察と連携して実施します。

4 市民と協働した見守り活動の推進

防犯パトロールを実施する自治会等、自主防犯団体等による通学路パトロール活動に地域安全専門員を中心に支援及び活性化を推進します。

5 サイバー犯罪対策

スマートフォンを含めた通信機器の普及は、子どもや高齢者にも及んでいます。しかしその反面、無料通信アプリLINEなどの利用が引き金となる犯罪が増加していることから、有害サイトへのフィルタリングを促進するなど、通信機器の適正利用を呼びかけます。

また、次々と新たなサイバー犯罪が起っており、子どもに限らず、犯罪リスクが高い状態が続いています。サイバー犯罪を防ぐための第一歩であるインターネット利用時における対策を呼びかけます。

6 女性に対する防犯対策の充実

女性に対しての声かけ事案が増加傾向にあることから、引き続き女性にターゲットを絞った防犯対策を実施して、痴漢や性犯罪といった犯罪から女性を守り、安心して暮らせる(働ける)社会、地域を目指します。

(1) 相談窓口の周知活動

事件に遭遇した場合に専門的な知識を有する相談窓口を周知します。

(2) 事業者に対する働きかけ

女性従業員を雇用している事業者に対して、女性に対するサポート体制の確保、被害防止対策を図るように推進します。

7 高齢者に対する特殊詐欺対策の充実

特殊詐欺は、電話などを使用して被害者と対面することなくATMを利用しての振込などで現金を騙し取るもので、その手口はますます悪質巧妙化しています。被害者は高齢者が大多数を占めることから、被害防止のため対策を講ずる必要があります。

(1) 啓発キャンペーンの実施

事業者や警察と連携し、金融機関などで高齢者に対して啓発グッズなどを用いたキャンペーンを実施し、被害防止を呼びかけます。

(2) 防犯講話・教室の実施

高齢者に対し、地域安全専門員による講話や専門知識を持つ警察や地域安全専門員が実施する特殊詐欺防止教室を実施します。

(3) 犯罪情報の提供による注意呼びかけ

警察など関係機関から被害や予兆電話の情報がいった際は、ボランティアネットワークを利用し、ファックスによる情報提供を実施し注意を呼びかけます。また、特殊詐欺情報を配信するメールマガジンの登録も推進します。

4 犯罪の起きにくいまちづくりの推進

犯罪のないまちづくりのため、防犯意識の高揚、防犯力の向上を基本に各種施策を実施中ですが、いかに積極的な防犯対策を実施しても、犯罪が発生しやすい環境や状況を放置しては、十分な効果を期待することはできません。

市では、犯罪が発生しやすい環境や状況に着目し、「犯罪に強い街並み」「管理の行き届いた街並み」を形成するなどの環境改善対策により、治安の回復を目指します。

1 犯罪に強い街並みの推進

犯罪者が、「犯罪がやりにくい、やめよう」と思わせるような、犯罪に強い街並みを形成することを推進していきます。

推進にあたっては、建物、住宅、公園などにおける「監視性の確保」、「領域性の確保」、「接近の制御」、「対象物の強化」の4つの基本的な原則を設計、施行、実践していく防犯環境設計を取り入れます。

防犯環境設計とは、以下の4つの基本的な原則（要素）があり、これらを組み合わせることにより、さらなる効果が得られるものであります。

① **監視性の確保**

犯罪者が侵入しようとした際「近所から見られているかもしれない」と思わせるため、道路の周囲や住宅敷地の見通しを良くして、死角をなくすこと。

② **領域性の確保**

その場にふさわしくない者が、侵入、滞留しにくい空間を作り出すため、居住者や所有するエリアを花壇・柵等で明示したり、住民の屋外活動や近所でのコミュニケーションを促すこと。

③ **接近の制御**

犯罪者を建物に近づけさせないように侵入経路を遮断したり、侵入を容易にする足場を移動・除去すること。

④ **対象物の強化**

犯罪者が建物に近づいても、建物に侵入できないようにするためドアや窓そのものの対侵入抵抗力を強化すること。

（1）防犯診断を通しての防犯環境設計の啓発活動

防犯環境設計を積極的に実践するには、市民に理解してもらうことが重要であります。体験型の防犯活動である防犯診断を積極的に行い、その際に防犯性能の高い建物部品の推奨や家屋周辺の監視性・領域性の確保を促し、防犯環境設計の強化を図ります。

（2）監視性の確保

ア 防犯灯や街路灯の設置、管理

市が管理する道路、公園、などに防犯灯、街路灯の適切な設置を行い、明かりによる監視性の確保に努めます。

イ 一戸一灯運動の促進

防犯灯の増設は直ちにできるものではありません。各家々の門灯や玄関灯を朝まで点灯することで、点の明かりが面となり、市内全体が明るくなります。誰もがすぐに始められる防犯ボランティアである一戸一灯運動の参加を呼びかけます。

2 防犯カメラ設置の推進と促進

近年、防犯カメラは街中のいたる所に設置されており、凶悪事件の解決につながるなど、その有効性の高さは周知の事実です。一方、市民の容ぼ

うや行動をみだりに撮影されることに対する不安も懸念されています。

本市としても、設置場所は十分に検討するなど、個人情報に配慮した上で、防犯カメラ設置を犯罪抑止のための重要な対策と位置づけ、犯罪の起きにくいまちづくりの推進を図ります。

(1) 防犯カメラ設置の推進

大府市が管理する公共施設等に防犯カメラ設置を推進します。

(2) 防犯カメラ設置の促進

地域の防犯力向上のため、地域による防犯カメラ設置を促進します。

3 管理の行き届いた街並みの推進

ごみの散乱、落書きや公共施設の破損などで乱れた街並みは、住民の監視の目が弱い地域として犯罪者に狙われやすいことから、これらの犯罪を誘発する要因を早期に把握し、取り除くことにより美しい街並みを保ち、犯罪の発生を抑制します。

本市では、快適で清潔な暮らしを阻害する行為を禁止することにより、「健康都市おおぶ」にふさわしい美しいまちをつくることを目的に、平成22年4月1日から環境美化に関する『「健康都市おおぶ」みんなで美しいまちをつくる条例』が、施行されています。

(1) 違法看板、落書きなどの対策

市、警察、中部電力、NTT、自治会等が連携し、違法看板、落書きなどの排除運動キャンペーンを実施するなどの活動を通じて、管理の行き届いた街並みを形成する活動を推進します。

(2) 放置自転車対策

JR大府駅、JR共和駅周辺を中心に管理の行き届いた街並みを形成するため、『大府市自転車等の放置防止に関する条例』に基づいた放置自転車対策を引き続き推進します。

(3) 迷惑駐車、放置車両対策

犯罪者が身を隠し犯罪に利用されやすい駐車場、公園、空地、神社、仏閣、路上などにおける駐車、放置車両の排除、防止を推進します。

4 少年非行防止の推進

少年非行の未然防止を図るとともに、補導歴のある未成年者が再び犯罪行為に手を染めることのないよう、健全な生活への立ち直りを支援することが将来の防犯対策として重要です。

(1) 防犯パトロール時の声かけの推進

地域の実施する「愛の声かけパトロール」などの機会に、少年たちへの声かけを行い、万引きや自転車盗などの犯罪を未然に防ぎます。

(2) 学校との連携

学校の開催するネットワーク会議で情報交換し、地域ぐるみで見守りを行うことにより非行防止を図ります。

(3) 事業者との連携

販売者に対して、酒、タバコの販売を行う際、年齢確認の確実な履行を促し、未成年者の飲酒、喫煙の防止を図ります。深夜に少年達がスーパーやコンビニなどの駐車場や公園に集まることは、非行の温床となるおそれがあることから、警察に通報するなどの対策を推進します。

(4) 立ち直りの支援

罪を犯した未成年者が、社会復帰をして立ち直るまでに至るには、個人之力だけでは難しく、周囲の理解や支援がなくてはなりません。

このような未成年者を敬遠するのではなく市民、学校、事業者、警察、保護司、市が連携して再び犯罪に手を染めないよう連携して支援します。

5 暴力団排除活動の推進

(1) 暴力追放運動の推進

本市においては、平成 23 年 12 月 27 日に「大府市暴力団排除条例」を施行し、暴力追放運動を積極的に推進しています。

今後も、警察との連携し「暴力団を恐れない」、「暴力団に金を出さない」、「暴力団を利用しない」の暴力団追放三ない運動を推進するとともに、市民及び事業者などに暴力追放運動を啓発します。

(2) 相談窓口の周知及び活動の推進

暴力団犯罪は、事件に遭遇しても届出がされないケースが多く見受けられますが、届出の遅れにより被害は確実に拡大します。

犯人検挙及び二次被害の防止のため、暴力団犯罪の相談窓口の周知を推進します。

V 参考資料

1 犯罪のない安心して安全に暮らせる大府市をつくる条例

平成 18 年 12 月 26 日

大府市条例第 37 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市民に不安を与える身近な場所で発生する犯罪を未然に防止するため、市民、自治会等、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、犯罪のないまちづくりの推進に関する基本理念及び基本となる事項を定めることにより、犯罪のないまちづくりの推進を図り、市民が現在及び将来にわたり安心して安全に暮らせる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪のないまちづくり 市民、自治会等、事業者及び市による犯罪の防止のための総合的な活動の推進並びに犯罪の防止に配慮した環境の整備を図ることを目的とするまちづくりをいう。
- (2) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤、通学又は滞在する者をいう。
- (3) 自治会等 自治会・コミュニティ（一定の地域に住所を有する者により構成された組織をいう。）、NPO（社会や地域のために自主的に活動する営利を目的としない民間の組織をいう。）及びボランティア（社会や地域のために自主的に活動する個人をいう。）をいう。
- (4) 事業者 営利を目的として、市内で事業を営む個人又は法人をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪のないまちづくりは、自らの安全は自ら守るとともに、地域の安全は地域で守るという考え方を基本とし、市民、自治会等、事業者及び市がそれぞれの役割を担い、相互に必要な情報を共有し、密接に連携を図りながら、協働して推進するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、犯罪の被害者とならないよう日常生活における自らの安全確保に努めるとともに、犯罪のないまちづくりを積極的に推進するよう努めるものとする。

2 市民は、犯罪のないまちづくりに関する理解を深め、市、自治会等及び事業者が実施する施策又は取組に協力するよう努めるものとする。

(自治会等の役割)

第5条 自治会等は、基本理念にのっとり、自主的な防犯活動を実施し、犯罪のないまちづくりを積極的に推進するよう努めるものとする。

2 自治会等は、犯罪のないまちづくりに関する理解を深め、市、他の自治会等及び事業者が実施する施策又は取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪の防止に配慮した事業所、店舗等の整備、従業員に対する防犯教育その他犯罪のないまちづくりのために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、犯罪のないまちづくりを積極的に推進するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪のないまちづくりに関する理解を深め、市及び自治会等が実施する施策又は取組に協力するよう努めるものとする。

(市の役割)

第7条 市は、基本理念にのっとり、関係機関と連携を図りながら、市

民生活の安全を確保するための施策を策定し、実施するよう努めるとともに、犯罪のないまちづくりを積極的に推進するよう努めるものとする。

(犯罪のないまちづくり基本計画)

第8条 市は、犯罪のないまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪のないまちづくり基本計画を定めるものとする。

2 市は、前項の計画を定めるときは、市民、自治会等及び事業者の意見を積極的に反映させるものとする。

(情報の収集及び提供)

第9条 市は、犯罪のないまちづくりに関する情報を収集し、市民、自治会等及び事業者に対して積極的に必要な情報を提供し、犯罪のないまちづくりに関する活動の推進及び意識の高揚を図るよう努めるものとする。

(犯罪のないまちづくりに関する活動への支援)

第10条 市は、市民、自治会等及び事業者が自主的に実施する犯罪のないまちづくりに関する活動に対し、必要な支援に努めるものとする。

(児童等の安全の確保)

第11条 小学校、中学校、養護学校、保育所、幼稚園等(以下「学校等」という。)を設置し、又は管理する者は、当該学校等の施設内における児童、生徒、幼児等(以下「児童等」という。)の安全を確保するよう努めるものとする。

2 児童等が通学、通園等の用に供している道路及びその沿道にある施設(以下「通学路等」という。)を設置し、又は管理する者は、当該通学路等における児童等の安全を確保するよう努めるものとする。

3 市は、学校等の施設内及び通学路等における児童等の安全を確保するために、市民、自治会等、事業者及び児童等の保護者並びに学校等又は通学路等を設置し、又は管理する者と密接に連携を図るものとする。

4 市民、自治会等及び事業者は、児童等が危害を受けていると認められるとき、又は危害を受けるおそれがあると認められるときは、警察官への通報、避難誘導その他当該児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(犯罪の防止に配慮した環境の整備)

第12条 市は、犯罪のないまちづくりを推進するため、市民、自治会等及び事業者と協働して犯罪の防止に配慮した環境の整備に努めるものとする。

2 市は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する公共施設を整備するよう努めるものとする。

(空地又は空家における犯罪防止の措置)

第13条 空地又は空家を所有し、又は管理する者は、当該空地又は空家について、犯罪を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(犯罪のないまちづくりモデル地区)

第14条 市は、市民生活の安全を確保するため、必要と認める地域を犯罪のないまちづくりモデル地区（以下「モデル地区」という。）に指定することができる。

2 市は、モデル地区に指定した地域において、市民、自治会等及び事業者と協働して犯罪を防止し、市民生活の安全を確保するために必要と認められる施策を重点的に実施することができる。

3 市は、第1項の規定によりモデル地区に指定した地域が、指定を継続する必要がないと認めるときは、これを解除することができる。

(大府市犯罪のないまちづくり推進会議)

第15条 この条例に基づく犯罪のないまちづくりの推進について必要な事項を調査審議するため、大府市犯罪のないまちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年1月1日から施行する。ただし、第15条の規定は、平成19年4月1日から施行する。

2 大府市暴力団排除条例

平成 23 年 12 月 27 日

大府市条例第 21 号

(目的)

第 1 条 この条例は、大府市（以下「市」という。）からの暴力団の排除について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本となる事項等を定めることにより、市、市民及び事業者が一体となって暴力団の排除を推進し、もって地域経済の健全な発展に寄与し、及び市民生活の安全と平穏を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団の排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及び暴力団員による不当な行為により市民生活又は市内の事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (4) 事業者 事業（その準備行為を含む。以下同じ。）を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
- (5) 青少年 18 歳未満の者をいう。

(基本理念)

第 3 条 暴力団の排除は、暴力団が市民生活及び市内の事業活動に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を利用しないこと、暴力団に協力しないこと及び暴力団と交際しないことを基本と

して、市、市民及び事業者が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民及び事業者（以下「市民等」という。）の協力を得るとともに、県及び法第32条の3第1項の規定により愛知県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体（以下「推進センター等」という。）と連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を実施しなければならない。

2 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、警察署その他の関係行政機関に対し、当該情報を提供しなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むよう努めるとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 市民は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、市、警察署その他の関係行政機関に対し、当該情報を提供するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業により暴力団を利することとならないようにするとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、市、警察署その他の関係行政機関に対し、当該情報を提供するよう努めなければならない。

(市の事務及び事業における措置)

第7条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を公共工事の入札に参加させないことその他の暴力団の排除のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(公の施設の利用における措置)

第8条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下この条において「市長等」という。）は、公の施設の利用の許可の申請があった場合において、当該公の施設が暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認めるときは、当該公の施設の設置及び管理に関する事項を定めた条例の規定にかかわらず、当該許可をしないことができるものとする。

2 市長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該公の施設が暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認めるときは、当該公の施設の設置及び管理に関する事項を定めた条例の規定にかかわらず、当該許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができるものとする。この場合において、当該許可の取消し又は利用の中止に伴い生ずる損害については、市長等はその責を負わない。

3 前2項の規定は、当該公の施設の設置及び管理に関する事項を定めた条例に暴力団の排除に関する特段の定めがある場合には、適用しない。

(市民等に対する支援)

第9条 市は、県及び推進センター等と連携し、市民等が暴力団の排除に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むことができるよう、市民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(青少年に対する指導等)

第10条 市は、県及び推進センター等と連携し、青少年が暴力団に加入しないよう、及び暴力団の排除の重要性を認識して暴力団に対する正しい理解の下に行動することができるよう、青少年に対する指導及び助言その他の取組を行うよう努めるものとする。

2 市は、保護者その他の青少年の育成に携わる者が、青少年に対して指導及び助言その他の適切な措置を講ずることができるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第11条 市は、県及び推進センター等と連携し、市民等が暴力団の排除の重要性について理解を深めることができるよう、暴力団の排除の気運を醸成するための広報及び啓発を行うものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

